

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 6 月 8 日

【会社名】 GMOアドパートナーズ株式会社

【英訳名】 GMO AD Partners Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 橋 口 誠

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町26番 1 号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」にて行っております)

【電話番号】 03(5728)7900(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 菅 谷 俊 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目16番 3 号

【電話番号】 03(5728)7900(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 菅 谷 俊 彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (第 6 回新株予約権)
その他の者に対する割当
(発行価額の総額)
0円
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)
228,969,600円
(注) 本募集は、平成30年 3 月18日開催の当社定時株主総会決議および平成30年 5 月21日の当社定時取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、金銭の払込を要することなく新株予約権を発行するものであります。また、新株予約権の目的となる株式の総数は、「1 新規発行新株予約権証券 (1) 募集の条件」に記載している通り上限の発行数であり、申込数が募集の上限に達しなかった場合や新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、当社が取得した自己新株予約権を消却した場合等には、上記新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年5月21日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成30年6月8日に「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新規発行による手取金の額」が確定いたしましたことに伴い、これらに関する事項の訂正のため、本訂正届出書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3 【訂正箇所】

訂正箇所には_を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】(第6回新株予約権)

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

	省略
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける普通株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とするものとします。 なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、下記「(注)2.」に記載の算式に基づき行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	229,438,800円 上記株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時点の見込額であります。申込数が募集の上限に達しなかった場合や本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合もしくは新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が自己新株予約権として取得した本新株予約権を消却した場合等には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
	省略

(訂正後)

	省略
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける普通株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、488円とします。 なお、新株予約権の割当日後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合は、下記「(注)2.」に記載の算式に基づき行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	228,969,600円 申込数が募集の上限に達しなかった場合や本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合もしくは新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が自己新株予約権として取得した本新株予約権を消却した場合等には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
	省略

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
229,438,800	1,000,000	228,438,800

- (注) 1. 本新株予約権の発行は無償により行われるため、上記記載の払込金額の総額および差引手取概算額は、新株予約権が発行上限数の全量行使された場合における「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額」を記載しています。また、本有価証券届出書提出時点における見込額であります。
2. 上記記載の払込金額の総額および差引手取概算額は、申込数が募集の上限に達しなかった場合、また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合もしくは新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が自己新株予約権として取得した本新株予約権を消却した場合等には、減少することがあります。
3. 発行諸費用の概算額には消費税等を含めておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
228,969,600	1,000,000	227,969,600

- (注) 1. 本新株予約権の発行は無償により行われるため、上記記載の払込金額の総額および差引手取概算額は、新株予約権が発行上限数の全量行使された場合における「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額」を記載しています。
2. 上記記載の払込金額の総額および差引手取概算額は、申込数が募集の上限に達しなかった場合、また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合もしくは新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合、および当社が自己新株予約権として取得した本新株予約権を消却した場合等には、減少することがあります。
3. 発行諸費用の概算額には消費税等を含めておりません。